

建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託の入札時における内訳書の提出について

平成 27 年 3 月 27 日
須坂市 総務部 財政課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事の入札の際に入札金額の内訳書を提出することが義務化されました。

したがって、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札執行される案件について、下記により内訳書の提出を求めます。

1 内訳書提出対象案件について

競争入札に付す全ての建設工事及び建設コンサルタント等の業務

2 内訳書の作成方法について

(1) 記載事項

- ① 提出年月日
- ② 発注者名
- ③ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び**代表者印**
※代表者印について、委任状を提出している場合は代理人等の押印でも可
- ④ 工事（業務）名及び工事場所（委託箇所）
- ⑤ 工事（業務）費の内訳

(2) 内訳の範囲

- ① 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）
 - ア 工事区分
 - イ 工種
 - ウ 種別（※入札公告等で指示があった場合のみ）
- ② 建築関係工事（建築工事積算基準によるもの）
 - ア 種目
 - イ 科目
 - ウ 中科目（※入札公告等で指示があった場合のみ）
- ③ その他の工事（その他の積算基準によるもの）
工事の種類に応じて①又は②に準じて記入する。
- ④ 建設コンサルタント等の業務
金抜設計書の項目により記入する（記入例参照）。

3 内訳書の確認について

入札執行者は提出された内訳書の確認を行い、**不備があれば入札書を無効とする。**

入札書を無効とする場合	
1	内訳書の提出がない場合
2	他の入札案件の内訳書である場合
3	記名・押印がない場合
4	日付、発注者名、工事（業務）名、工事場所（委託箇所）、商号又は名称、住所、代表者名において誤字、脱字等があり当該入札案件の内訳書であると特定できない場合
5	内訳が所定の範囲まで記入されていない場合
6	金額を訂正し、訂正印がない場合
7	入札価格（税抜き）と工事（業務）価格計（税抜き）が一致しない場合
8	工事（業務）価格計（税抜き）を算出後、 <u>値引きにより</u> 入札価格と一致させている場合

※7・8において、1万円未満の単数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とする。

4 適用年月日

平成27年4月1日以降に入札執行する案件から適用する。

担 当	総務部 財政課 管財契約係
電 話	026-248-9016（課専用） 026-245-1400 （内線3152・3154）
ファクシミリ	026-246-0750
電子メール	s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp